

仕 様 書

1 品名 冷暖房機

2 規格その他

(1) 機種

次のいずれかとする。

納入場所	数量	メーカー・規格		
瀬野児童館事務室	1 式	ダイキン	パナソニック	三菱電機
		S366ATES-W	CS-366DFL-W	MSZ-GV3626-W
中野東児童館集会室	2 式	ダイキン	パナソニック	三菱電機
		SZRH63CV	PA-P63T7SHNCX	PCZ-ERMP63SKL6
中野東児童館図書室	1 式	ダイキン	パナソニック	三菱電機
		SZRA56CNV	PA-P56K7SHCX	PKZ-ERMP56SLL 6
中野東児童館事務室	1 式	ダイキン	パナソニック	三菱電機
		S366ATES-W	CS-366DFL-W	MSZ-GV3626-W
畑賀児童館 1 階工作室	1 式	ダイキン	パナソニック	三菱電機
		SZRA56CNV	PA-P56K7SHCX	PKZ-ERMP56SLL 6
矢野児童館集会室	1 式	ダイキン	パナソニック	三菱電機
		SZRA80CNV	PA-P80K7SHCX	PKZ-ERMP80SKL6
矢野南児童館集会室	1 式	ダイキン	パナソニック	三菱電機
		SZRH160C	PA-P160T7HNC	PCZ-ERMP160K6

※既存機器の撤去処分、新機器の設置及びこれに伴う電気工事、配管工事を含むものとする。

※運転リモコン、室外機、分岐管、転倒防止金具、標準装備品を含むものとする。

(2) 取付方法

- ① 室内機及び室外機は安芸区地域起こし推進課職員が指示する位置に、強固に固定し設置すること。
- ② 配管及び配線等は、すべて新品を使用し、必要に応じて穴貫通、ドレンアップをすること。ただし、既設穴が再利用できる場合は再利用すること。また、既設穴を再利用する場合に限り、冷媒ガス管を 10mm 保温としてもよい。
- ③ 室内・室外にかかわらず、配管等の露出部分はスリムダクト（樹脂製カバー）を使用し、ドレンホース（管）は、スリムダクト内に収納することを基本とする。ただし、これが不可能な場合、ドレンホース（管）は塩ビ管等を利用し適切に処理すること。
- ④ 電源配線については、分電盤内に予備がない場合は新規に回路を増設し、原則として天井隠蔽配線とし、露出部分はモール内配線とする。また、今回の冷暖房機の設置に伴い、分電盤の容量が不足する場合は、必要な措置を行うこと。
- ⑤ 既存の電気副メーターを用いて、使用電力を計測できるよう配線すること。
- ⑥ リモコンの設置位置は、安芸区地域起こし推進課及び各児童館と協議の上、指示に従い設置を行うこと。
- ⑦ その他、定めのない事項については、国土交通省作成の公共建築工事標準仕様書に準拠して施工すること。

(3) その他

- ① 本件について見積書を提出しようとするものは、必ず事前に現地を確認すること。
現地確認の日時については、事前に必ず安芸区役所地域起こし推進課と協議の上、決定すること。

（担当：杉浦 TEL 821-4905）

- ② 現場において、上記仕様以外に付帯工事が必要な場合は、別途協議を行うこと。
- ③ 取付にあたっては、事前に安芸区地域起こし推進課及び各児童館との日程調整を行ったうえ、職員の指示に従い、児童館の業務に支障のないように配慮すること。
- ④ 納品する製品は新品とし、メーカー発行の保証書を添付すること。
- ⑤ 機器設置後の不要物（梱包材等）については、回収し適切に処分すること。
- ⑥ 既存機器の処分後に、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し（E 票の写しまで）を提出すること。家電リサイクル対象製品については、適正に処理すること。

3 納入場所

瀬野児童館（広島市安芸区瀬野一丁目 3 6 － 1 3）

中野東児童館（広島市安芸区中野五丁目 1 1 番 1 号）

畑賀児童館（広島市安芸区畑賀三丁目 2 3 番 1 2 号）

矢野児童館（広島市安芸区矢野西六丁目 1 1 － 1）

矢野南児童館（広島市安芸区矢野南四丁目 9 番 2 2 号）

4 納入期間

契約締結日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで

納品及び取り付け日時は、安芸区地域起こし推進課と協議、調整を行うこと。

5 納品検査

取付後は速やかに検査職員に報告し、検査職員立会いの上、試運転を行い良好な状態で検査を受けること。また、設置前、設置中、設置後の写真を提出すること。

6 保証

保証期間は、原則として本品受領後 1 年間とする。ただし、納入者（又は製造者）の責任に属する不良箇所が生じた場合は、期間を問わず無料で修理又は良品と取り替えるものとする。

7 その他

本件に関する疑義が生じた場合又はこの仕様に定めのない事項で必要な措置があれば、ただちに本市担当者に連絡し協議のうえ決定するものとする。